

国内水産物のトレーサビリティ制度法制化及び 輸入水産物に対する輸入時の確認措置を求める要望書(案)

○ 改正漁業法の成立について

水産政策改革を含む「規制改革実施計画」が平成30年6月に閣議決定され、先の臨時国会で、科学的根拠に基づく漁獲可能量（TAC）設定及び漁船ごとの個別割当（IQ）設定を柱とする「漁業法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正漁業法」）が成立されました。この度の改正が、沿岸漁業を含む日本の水産業の持続可能な発展に不可欠な水産資源の回復につながることを私たちは強く期待いたします。

○ 水産資源管理と IUU 漁業

一般の漁業法改正のように厳格な規則に基づく水産資源管理を導入するに当たっては、規則に従わずに行われた漁獲に由来する水産物が市場に出回らない体制を構築し、それにより、規則を守る漁業者にとって公平な競争環境が整えられる必要が強まります。私たちは、これまでも、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策強化を政府に求めてきたところですが、当該政策導入の必要性は今後さらに高まるものと考えられます。

実際、国内で講じられている資源管理措置の下、以下のような IUU 漁業の事例が報告されています。

- クロマグロの数量管理を実質的に導入する中で、2016 から 2017 年にかけて、全国で合計 100 トン以上の無承認漁業や無報告漁業が発生したこと¹。
- うなぎ養殖業の池入数量上限が定められている中で、平成 30 年漁期においては、シラスウナギの国内採捕報告量と輸入数量の合計よりも養殖業者のシラスウナギ池入数量が 3.7 トン多く報告されており、シラスウナギ採捕の無報告が横行していること²。

また、海外で発生し、日本にも影響を与える IUU 漁業の事例として以下のような例が報告されています。

- 中国の漁船によるサバの漁獲量が 2016 年度 NPFC への報告量を 15 万トンから 25 万トン上回る実績であったとの推計がなされていること³。
- 日本 EEZ 内の大和堆周辺における北朝鮮等の外国漁船によるスルメイカ漁船の違法操業⁴。

このような例はいずれも資源管理のための努力をないがしろにするものであり、国際的な連携の下で IUU 漁業由来の水産物が流通しない体制を築く必要があります。

○ IUU 漁業と社会問題

FAO なども指摘している通り⁵、IUU 漁業に従事する者が他の多くの関連犯罪に従事している可能性があります。例えば漁船における人権侵害や人身売買が東南アジア各国で発生しているとの報告があります。このような問題への対処として、水産物の調達に当たって、その由来の透明化を図る措置が各国で導入されています。EU 及び米国において水産物の輸入時の確認制度が導入されていることに加え、例えば、英国やオーストラリアなどでは、現代奴隷法などと呼ばれる、水産物も対象となるサプライチェーンの透明化を図る法規制の導入が進められています。日本も輸入価値にしておよそ 30 億ドル（日本円にして 3.6 兆円）、規模にして 44%の輸入水産物を現代奴隷リスクのある国から輸入していると推計する海外研究⁶もあり、我が国としてもこのような問題に目を向ける必要があります。

○ 要望

上記のような水産物調達におけるリスクを踏まえ、世界第3位の水産物輸入国である日本は、IUU水産物流通を防ぐための体制を自ら構築し、IUU水産物を排除するという積極的な意思を示すべきと考えます。具体的には、国外から流入する水産物については、輸入規制措置（水産物輸入時において水産物の由来に関する真正な情報を漁獲時にまで遡って確認）するべきであり、国内の流通についても漁獲から小売に関する真正な情報を捕捉できるようなトレーサビリティを確保するべきです。

すでに、これまでの日本政府の取り組みについても以下のような前向きな実績があります。

- 2018年末に、欧州において、大西洋クロマグロが国際的な犯罪組織によって違法に取引され、年間2,500トン規模、金額にして1,250万ユーロの利益がもたらせられていたことが明らかになりましたが、これに対して漁獲証明制度により適切な輸入規制措置を講じることが可能であったこと。
- 上記の閣議決定においても「資源管理の徹底とIUU（違法・無規制・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、ICT等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する」と明記されていること。

日本政府が、上記閣議決定ないしは昨今の国内での水産物トレーサビリティ導入方針を踏まえ、また、国内漁業者の公平な競争環境確保のため、IUU漁業由来の水産物の日本市場からの排除に向けて、国内水産物のトレーサビリティ制度法制化に加え、輸入規制措置（水産物輸入時において水産物の由来に関する真正な情報を漁獲時にまで遡って確認する制度）を同時に導入することを当フォーラムとして強く求めます。

¹ 水産庁(2017)「太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底について」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kanri/attach/pdf/170310-1.pdf>

² 水産庁(2019)「ウナギをめぐる状況と対策について」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/attach/pdf/unagi-109.pdf>

³ 大関芳沖ほか(2018)「Reliable estimation of IUU fishing catch amounts in the northwestern Pacific adjacent to the Japanese EEZ: Potential for usage of satellite remote sensing images」マリーンポリシー

⁴ 水産庁(2018)「日本海大和堆周辺水域における外国漁船への対応状況について（平成30年漁期）」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-19.pdf>.

⁵ 国際連合食糧農業機関(2016)「When IUU fishing is only the tip of the iceberg...」、『Blue Growth Blog (October 13, 2016)』<http://www.fao.org/blogs/blue-growth-blog/when-iuu-fishing-is-only-the-tip-of-the-iceberg/en/>

⁶ Walk Free Foundation(2018)「The Global Slavery Index: Japan.」

<https://www.globalslaveryindex.org/2018/findings/country-studies/japan/>

【 本件に関するお問い合わせ先 】

IUU 漁業対策フォーラム広報事務局（株式会社ジャパン・カウンセラーズ内）

TEL :03-3291-0118 FAX :03-3291-0223

HP: <http://iuu-watch.jp/> E-mail: iuu@jc-inc.co.jp